

総務委員会議案説明資料

令和4年3月24日

件名		頁
1 第35号議案	足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 第36号議案	足立区長等の給料の特例に関する条例・・・・・・・・	6
3 第37号議案	足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事請負契約・・・	8

(総務部)

第 3 5 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 3 月 2 4 日

件 名	足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p>1 概要 育児等と仕事の両立支援のための措置として、令和 4 年 4 月 1 日に人事院規則の改正が行われる。 国との均衡を図り、職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、非常勤職員の各種休暇・休業に係る取得要件を緩和する。 併せて、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、条例の一部を改正する。</p> <p>2 施行年月日 令和 4 年 4 月 1 日</p> <p>3 改正内容（詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり） 育児休業及び部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が 1 年以上とされた非常勤職員の要件を廃止し、任用初年度からでも取得できるよう要件を緩和する。 また、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に向け、以下の措置を条例において義務付ける。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等・ 職員に対する育児休業に係る研修の実施・ 育児休業に関する相談体制の整備
今後の方針	<p>以下の規則等の一部改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 足立区職員の育児休業等に関する条例施行規則・ 足立区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 省略</u></p> <p>イ・ウ 省略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) 省略</u></p> <p>イ・ウ 省略</p>
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u></p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u></p>

改正前	改正後
<p data-bbox="174 180 1117 304"> <u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> <u>イ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u> </p> <p data-bbox="174 360 394 391">(部分休業の承認)</p> <p data-bbox="120 405 1117 572"> 第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第2号ア及びイのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 </p> <p data-bbox="120 632 297 662">2・3 省略</p>	<p data-bbox="1173 360 1393 391">(部分休業の承認)</p> <p data-bbox="1120 405 2116 619"> 第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第2号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 </p> <p data-bbox="1120 632 1296 662">2・3 省略</p> <p data-bbox="1173 676 1980 707"> <u>（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）</u> </p> <p data-bbox="1120 721 2116 975"> 第18条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。</u> </p> <p data-bbox="1120 989 2116 1115"> <u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u> </p> <p data-bbox="1173 1171 1570 1201"> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> </p> <p data-bbox="1120 1216 2116 1294"> 第19条 <u>任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> </p> <p data-bbox="1120 1308 2116 1426"> <u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u> <u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u> <u>(3) 前2号に掲げる措置のほか、規則で定める育児休業に係る勤務環境</u> </p>

改正前	改正後
<p>(委任)</p> <p><u>第18条</u> この条例に定めるもののほか、育児休業等に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p>	<p><u>の整備に関する措置</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第20条</u> この条例に定めるもののほか、育児休業等に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、<u>公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(施行前の準備)</u></p> <p>2 この条例による改正後の足立区職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第3号アに掲げる非常勤職員は育児休業の承認の請求を、改正後の条例第14条第2号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員は部分休業の承認の請求を、それぞれこの条例の施行の前においても行うことができる。</p>

第 3 6 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 3 月 2 4 日

件 名	足立区長等の給料の特例に関する条例
所管部課名	総務部 総務課
内 容	<p>1 概要 勤怠不正処理に伴う給与の不正受給による令和 4 年 3 月 2 2 日付職員の懲戒処分を受け、区長、副区長がその監督責任と区民への陳謝の意を表するとともに、自ら厳しい姿勢を示すため、特別職の給与を減額する。</p> <p>2 内容 区長、第一・第二副区長の給料月額を次のとおり減額する。</p> <p style="padding-left: 40px;">区長・・・・・・・・・・令和 4 年 4 月分 5 0 % 第一・第二副区長・・・・令和 4 年 4 月分 3 0 %</p> <p>3 条例案 別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和 4 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	職員の変更綱紀粛正を図り、区民の区政に対する信頼回復に努める。

足立区長等の給料の特例に関する条例（案）

（区長等の給料月額）

第1条 足立区長等の給料等に関する条例（昭和31年足立区条例第13号）第2条の規定にかかわらず、区長の給料の月額は、同条例別表第1に掲げる区長の給料月額からその100分の50に相当する額を減じて得た額とし、副区長の給料の月額は、同表に掲げる副区長の給料月額からその100分の30に相当する額を減じて得た額とする。ただし、同条例第4条及び足立区長等の退職手当に関する条例（昭和34年足立区条例第4号）第3条の規定の適用については、この限りでない。

（端数計算）

第2条 前条により得た給料月額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行し、同月30日限り、その効力を失う。

第 3 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 3 月 2 4 日

件 名	足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事請負契約	
所管部課名	総務部 契約課	
内 容	<p>1 契約の相手方 麻生・渡部建設共同企業体 代表者 麻生土木株式会社 代表取締役 麻生 雅光 東京都足立区谷在家一丁目 8 番 3 号</p> <p>2 契約金額 3 2 6, 3 4 0, 4 3 2 円 (落札率 8 1. 6 %)</p> <p>3 契約番号 3 足総契契第 1 0 6 2 3 号</p> <p>4 工 期 令和 4 年 1 0 月 2 8 日</p> <p>5 工 事 場 所 足立区綾瀬三丁目 2 3 番 1 4 号</p> <p>6 工 事 内 容 (1) 解体工事 ア 建物解体撤去処分 イ 外構工作物解体撤去処分 ウ 埋戻・整地</p> <p>(2) 建物概要 ア 工事規模 鉄筋コンクリート造 地上 4 階建 (その他付属建物等) イ 敷地面積 1 2, 6 5 8 m² ウ 延床面積 7, 9 3 0 m²</p> <p>7 そ の 他 (1) 仮契約年月日 令和 4 年 2 月 1 5 日 (2) 入札・開札年月日 令和 4 年 2 月 1 4 日 (3) 入札参加事業者数 5 建設共同企業体 (低入札調査価格未満 5 建設共同企業体) (4) 予定価格 3 9 9, 9 2 7, 0 0 0 円 (事前公表)</p> <p>※契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>	
今後の方針		

工事場所 東綾瀬中学校
足立区綾瀬 3-23-14



案内図